

罹災証明申請書

申請番号:

(宛先) 静岡市長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所 〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電話番号 054-254-2111
	現在の連絡先 (上記住所と同じ場合は不要) 〒 電話番号
	(ふりがな) しずおか たろう 氏 名 静岡 太郎 生年月日 平成17年 4 月 1 日
窓口に來られた方 (申請者と同じ 場合は記入不要)	住所 〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電話番号 054-254-2111
	(ふりがな) しずおか はなこ 氏 名 静岡 花子 申請者との関係 妻
罹災原因	令和7年9月7日 令和7年台風15号等に伴う災害 による
被災家屋の所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)	
家屋の種類	☒ 住家※ ⇒ ☒ 持家(木 造 2 階建) ☐ 借家(戸建・アパート) ☐ 非住家 ⇒ ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場 ☐ その他()

※ 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

被害の状況	☒ 浸水被害 (☒ 床上 ☐ 床下) ☐ その他の被害(以下に記入) リビングまで浸水した					
写真による 被害区分の判定 (自己判定方式)※	☐ 希望する(写真を添付) 自己判定方式は床下浸水のみです ※詳しくは裏面を参照してください。 ☒ 希望しない					
被災住家の 世帯構成員 (住民登録と同じ 場合は記載不要)	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
罹災証明書の 使用目的	「住宅の応急修理」の申請のため					
住家に関する情報 の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うために、固定資産課税台帳に記載された建物の所在、地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☒ 確認しました 必ずチェック					
罹災証明書の 交付方法 (原則は郵送)	☒ 郵送(※世帯主の「現在の連絡先」に送付します) ☐ 窓口				罹災証明書の 必要枚数 (原則1枚)	1枚
委任欄 ※窓口に來られた方が 申請者と別世帯の場合 は記入が必要	私は、下記の代理人に罹災証明書の交付申請について委任します。 ○申請者(世帯主):(自書又は記名押印) ○代理人(窓口に來る人)の住所、氏名及び申請者との関係					

※市記入欄

【本人確認(来庁時)】 (一点) ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 障害者手帳 (二点) ☐ 健康保険証・共済組合員証 ☐ 年金証書・年金手帳 ☐ その他()												
整理番号	調査番号	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)	床上	床下	土間上	土砂	その他
葵・駿・清	受付		回付	担当	調査	担当	交付	担当				

写真による被害判定（自己判定方式）を希望される方へ

下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。
写真による判定を希望する場合は「希望する」欄にチェックしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合（床下浸水に限る）
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による「一部損壊」の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。）

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行う場合があります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

※添付いただく写真は、被災家屋であることを確認できるもの、かつ被災状況が確認できるものを添付してください。

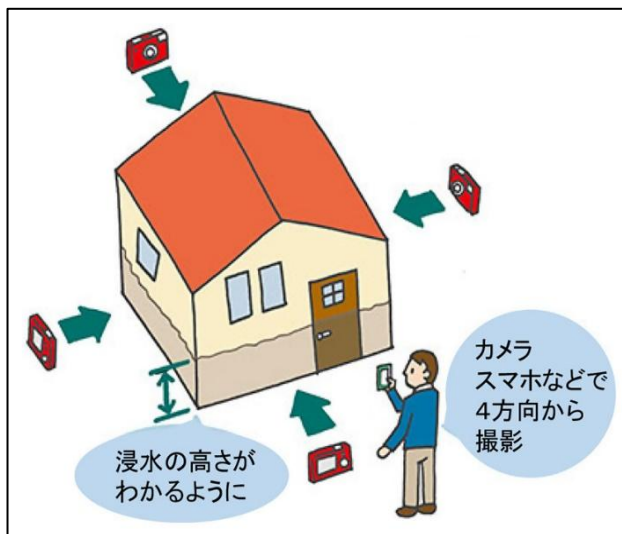
- ・家屋の四面（撮影可能な面）からの全景写真及び表札
- ・被害（損壊や浸水状況、浸水深など）がわかるもの

※ 写真による判定を希望する場合、表札・住居表示など家屋の所在がわかる写真や、下記のように撮影した写真を添付してください。

外観

家の外の写真の撮り方のポイント

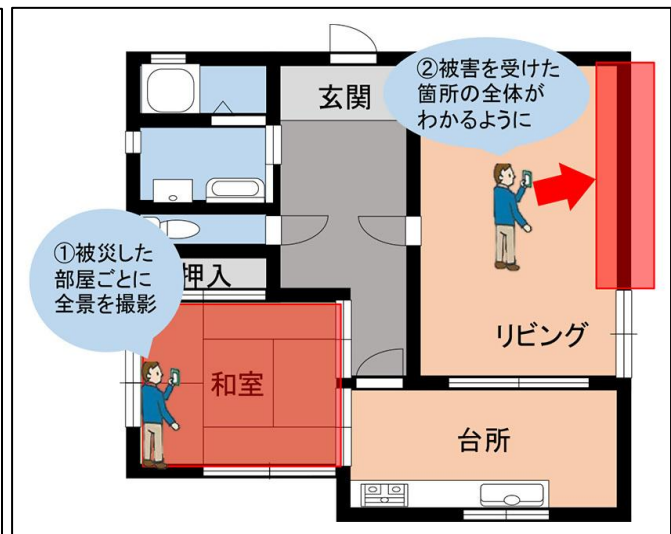
- ◎カメラ・スマホでなるべく4方向から撮る
- ◎浸水した場合は浸水した深さも分かるように撮る



内観

家の中の写真の撮り方のポイント

- ◎被災した部屋ごとに全景を撮る
- ◎被害箇所の「寄り」にて撮る
- ◎浸水した場合は最も深く浸水した箇所の全景と深さが分かるように撮る



罹災証明申請上の留意点

- ・罹災証明書は、被災家屋の住所地にある住民登録の世帯内容で交付されます。
- ・被災家屋の住所地に住民登録が無い場合は、被災家屋への居住実態が確認できる書類の提示が必要です。
- ・被災家屋が住家以外（非住家）の場合、罹災証明書には「被害の程度」は記載されません。
- ・家屋以外の構築物又は動産の被害については証明できません。（別途「被災届出証明書」を各区地域総務課へご申請ください。）
- ・罹災証明書は原則郵送により交付します。
- ・罹災証明書の交付は原則1枚です。原本を必要とする提出先が複数の場合は必要枚数を記入してください。